

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)第3条第1項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法第3条第6項の規定により公示します。

認定年月日	令和3年11月26日
名称	明日香村特定地域づくり事業協同組合
住所	奈良県高市郡明日香村島庄5番地
代表者の氏名	島田 昌則
事業所の名称	明日香村特定地域づくり事業協同組合
事業所の所在地	奈良県高市郡明日香村島庄5番地
地区	奈良県高市郡明日香村
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有効期間の満了の日	令和13年11月25日
職員を組合の地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲	なし
認定の条件	なし